

斎院令子内親王関係の和歌集成

所京子

A Collection and Explanation of the Japanese Odes (WAKA) about Princess Reishi of Kamo-saiin.

Kyoko Tokoro

はじめに

令制において皇后は、天皇の嫡妻と規定されている。しかし、平安後期堀河天皇のとき皇姉媛子内親王が皇后に冊立されたのを初例として、その後、帝妻でない内親王による皇后冊立は十例を数えることが出来る。そして、この十一例中、前斎宮が五例、前斎院が三例もある（『皇室制度史料』后妃一、二〇七頁）。

こゝにとりあげようとする令子内親王は、白河天皇皇女で、堀河天皇の賀茂斎院であった。しかるに、その退下後、甥の鳥羽天皇が幼少のため即位式をはじめとする諸儀式において、その扶持を必要とするため准母として皇后に冊立され、皇后宮職も設置された。すなわち、右三例中の一人であり、これを“尊称皇后”という。

本稿は、この“尊称皇后”となられた令子内親王の斎院時代の関係和歌を集成し、解説を加えようとするものである。したがつて、これ

は、従来私が行なつてきた一連の斎王関係和歌集成⁽¹⁾の続編ともいふべきものである。

こゝにいう斎院関係和歌とは、(1)斎王自身の歌、(2)斎院の縁者の歌、(3)斎院の男女職員の歌、(4)これら斎院関係者との贈答歌などのことを指す。今回も前回同様、勅撰集、私撰集、私家集などあらゆる記録の中から賀茂斎院関係和歌を可能な限り拾い集めた。

なお、詞書、和歌の引用は、主として新編国歌大観、私家集大成、新校群書類従、平安朝歌合大成等の諸本によつた。また便宜上、濁点・句読点を附し、ひらがなに漢字を傍注した部分もある。さらに記入されていなくとも明らかに作者と思われる者、考証により判明した者についてでは「」で書き入れた。

以下、一においては、関係和歌をほぼ年代順に掲げ、二においては、令子内親王の事歴および和歌の解説を簡略に述べたいと思う。

一 和 歌 集 成

高陽院にわたらせ給へるはじめに、人々にいはひのうたよませ(祝)
させ給しに

〔摂津〕
1 いけ水のすむにしらるゝちとせをば きみが心にまかせたるべし

そのうたども申てとおほせられて、関白どの

郭公 七番左 摂津公

2 このとのゝはるかにさかゆまつ葉の ちよの千とせにいはひこ
めつゝ

夢かとぞおどろかれぬるほととぎす またも音せぬ夜半の一声
月 七番左 津の君

3 やちとせもすむべきやどのあるじをば よろづ代までも君ぞみる
べき

照る月の光さえゆく宿なれば 秋の水にもつらら居にけり
雪 七番左 津の君

（1～3『前斎院摂津集』書陵部藏）

降る雪に杉の青葉もうづもれて 印もみえず三輪の山本

潤三月待りけるとし、斎院にまゐりて長官めしいでて、女房の
中につかはしける

千代経べき君をまもれば春日山 神の心ものだけかるらむ
祝 七番左 津の君

4 春は猶のこれるものをさくら花 しめのうちにちはりはてにけり
京極前関白太政大臣

斎院のうたあはせにあるべしとて、おほとのゝ中将の御せうそ
こにて、左の頭にてなんとある、わがゝたにをとあれば

（『新勅撰和歌集』卷第九、神祇歌）

いふかひはなき身なりともうら風に こゝろをよせむおきつしら
なみ

5 よそにきくみのりなりとも思ひやる こゝろはおなじかたにみち
八講をこなふ人のもとに、捧物つかはすとて

（『周防内侍集』桃園文庫旧蔵）

6 いはねどもあまねくおもふみのりには きみがちとせののちもた
がはじ

びけ

所返し

7 かすがやまみねのあらしにくもはれて てる月かげをいくよみく
らむ

（5～7同前『前斎院摂津集』）

斎院にて歌合あるべしとありしに、右の人々、あめのいみじく
ふる日、かもにまいりたりとて、またの日、左方の中将、あめ
あれば、ほりかは、むろまちがはも、みかさまさるときゝて、
まいりたりしかとて

8 八月十五夜、関白どのより月の歌めしたるに

さみだれのはれぬるそらのけふよりは いとゞみぎはのみかさお
つらん

（摂津）

かへし

嘉保元年八月十九日前関白師実歌合

（8～12『平安朝歌合大成』（五）

桜 七番左 摂津君

8 散りつむる庭をぞみまし桜ばな 風よりさきにたづねざりせば

京極殿の五十講の捧物に、仮の御前の花をしてをこせたりし人
心ざしふかくちざれるはなれば ひとえだとてもきららうなむ

返し

17 たぐひなきみのりのためにおる花は このひとえだもにほはざら
めや

(14~17『前斎院撰津集』書陵部藏)

(『千載和歌集』恋歌一、)

卷第十一、

めや

院の花御覽じに、とのはら、人々などあまたぐしてまいらせ給

へるに、まりなどあるに、すぢりのふたにゆきいれて、いださ
せ給しきがみに

18 はなきくらちりしくにはをはらはねはばきえせぬ雪となりにける
かな

かへし、中宮大夫

19 しめのうちちりしくにはの花さくら ちとせのはるもなにかゝ
はらむ

20 本院にて、人々まいりて、まつのはみづにえいづといふ心よま
せたまひしに

21 のどかなるみづにうつれるまつかげは ちよをばかはと見するな
りけり

(18~20『二条太皇太后宮大式集』(書陵部藏))

りけり

さい院にてかうしんのよ、はるのよの月
さい院にてかうしんのよ、はるのよの月

24 よろづよをかすみたなびくしめのうちに おぼろげならぬはるの
よの月

本院にて、花さかりに

25 さか木ばのときはならひにさくら花 しめのうちにちらさずも
がな

本院におはしましょに、人々まいりてはな見しなかに

26 さくらばなこのはるよりはふくかぜに ちらさぬものとしらせて
しがな

四月一日、殿はら、人々ぐしてまいらせ給て、うたよませ給し

に、まつのは水にえいづといふ題

21 ちとせふるきみがときはのまつのはゝ みづにうつれるかげもの
どけし

(『前斎院撰津集』(書陵部藏))

あへぬ

かへるほどに、はなにむすびつけて、やりみづにながす
こき殿のほそどのゝうちに、さい院のはなかやおほくからされ

二条太皇太后宮賀茂のいつきと申しける時本院にて松枝映し水

といへる心をよみ待りける

京極前太政大臣

てをしをかれたる、源中納言

22 千早振いつきの宮のありす川 松とともにぞ影はすむべき

28 おもひいでゝなをさりにたにとへかしな

返し

- 29 この月にほほふさくらをみてもまつ みかきのはなをおもひこそ やれ

この院の人は、いをのみねて月みづとかやあるとかや、返し
八月廿よ日の月いでゝのち、源中納言のかり
たれか又ありあけの月をなかめつゝ たびのそらなるかりがねを

やれ

あく

さい院のはなをみてまいらせし

- 30 そのかみはなれしみかきのさくら花 こすゑはるかにあかずみる
かな

御返し

- 31 おりてこそにほひもみえめしめのうちに かすみこめたる花のこ
ずゑは

京子

四月ついたちころ、さかりなるさくらを人のをこせたる、かめ
にさしておまへにをきたるに、三三四日ちらす、源中納言のかり
つかはしゝ

〔大式〕

- 32 くものうへにちとせとわざる君がよは はなもときはのさくらな
りけり

をこせたりし人の、いかゝと申たりしに
〔大式〕 かえし

- 33 めづらしとくものうへまでたづねみき はるよりおちしてさくら
を本に

(肥後)

とのゝひごのきみにみせたれば

- 34 はるはいかにわざりをきてかすきにしと をくれてにはふはなに
とはゝや
返し

〔大式〕

- 35 とはましをはなのものいふよなりせば あかですぎにしはるのゆ
くゑを

42

あふことのたかひそめにしなかなれば ふたがるかたもなどかな

(音) さい院にまいりて、つゝましうくやしくのみおぼゆるに、いか
にと人の申たりしに 〔大式〕

36 しばしなどあづきのまゆみひきみつゝ おもひためらうほどなか

りけん

返し

37 ためしなくなげきにやそのあづきゆみ おもひのほかにひきはな
れしを

〔大式〕

- 38 身をなきになして思ひしづまれと申したりしに 〔大式〕
39 なきものとさまたざまみつる身に添ひて なげきは絶えずまたいか
にせん

- 40 わかからずさいたづまとや春日野に 野守の鏡いざたづねみん
と申したりしにをかしく 〔大式〕

- 41 さいたづまさかりならねば白つゆの おけりめにせんことのかた
さよ

さい院にまいりてのち、ある宮つかへ人、おなじところにとお
もひしか、くちおしく身づからとおもふに、かたふたがりてな

ど申たりしに

からん

さむ

(47・48『肥後集』書陵部藏)

さい院いまはうちにのみおはしますに、さとにしてさせおはしましたるに、人々まいりて、からうしてあそはるゝに、うちに

てみやひとたはせおはしまししめてたさ、おもひいでられて

月のかものまつりの日、あふひにかきてつかはしける

43 ゆふしでやかみのみや人たまさかに もりいてよしよはなをぞ

恋しき

返し、源中納言

44 ゆふしでやかけてなんひそ宮人の くものうへにてあそふけしき

に

本院におはしましょおり、人々あまたまいりて、ことひき御あ

そびありしに、そのよまかりいて、又の日まいらせし

〔大式〕

45 とりのはにあかてかへりしこねは きふにこひしき物にさりけ

る

返し、左大将、いまは左大臣殿

46 ことのねのつまおとあかすおもひせば しめのうちにぞひきとど

めまし

(23-46『二条太皇太后宮大式集』書陵部藏)

かな

おなじころ

51 さかきばのときはならひにさくらばな しめのうちにはちらてと
〔『顕綱朝臣集』書陵部藏〕
しへよ

52 思ふことろありて、かもにまいりて、かくおぼえし 〔大式〕

ちはやある神のしるしにみたらしの みつともいかで思てしかな
さい院の大にまいりあひて、かへし

53 みづがきの神のしるしをとりつみて けふよりこそはふねなかる
らめ

例ならずのみ待ころ、ほとゝぎすをきゝて

〔大式〕

本院の花みに人々まいりたるに、いだされたるに

47 君がよはをるにもはれぬはなゝれば かきしてをゆけふのしる

しに

かへし

48 神がきにひさしかるべきはなゝれば ちとせのはるもきつゝかぎ

かへし、斎院の大式

54 ことづての人もやあるとほとゝぎす このよならでも猶やまたれ
本
見し人のことかたるとやほとゝぎす はそまさるらんしてのやま

雪のふりたりけるに、藏人の少将、院にまいりてあそびなどしていで給しに、またの日、昨日ばかりゆきのふりたりしに

けふもまたまつの葉にあるしらゆきの　きえぬほどにはきててもみ
よかし

かへし

57 いざさらばゆきかよひみむたかさ(の)　かたみにまつのはゞかりもなく

62 いとかやまくる人もなきゆふぐれに　こころぼそくもよぶこどりかな

前斎院尾張
(『金葉和歌集』卷第一、春部)

つ雪

五月五日、くすだまみやしろにたてまつらせ給、はなむすびに

63 しらなみのたちわたるかとみゆるかな　はまなのはしにふれるは

前斎院尾張
(『金葉和歌集』卷第四、冬部)

前斎院尾張

人のものとにつかはしたる、まいらせたるに

64 さだめなき秋の野風になびきつゝ　かたみにまねく花薄かな

前斎院尾張
(『讀詞花和歌集』卷第五、秋下)

58 しら露のいかにむすべるはなゝれば　にほひことにはみゆるなる
らむ

野華隨風といへることをよみける

前斎院尾張
(『讀詞花和歌集』卷第五、秋下)

かへし

59 きみがためつゆもむすべる花なれば　こゝろとけてや神もみるら
ん
(『前斎院摂津集』書陵部藏)

千鳥をよめる

前斎院六条
(『金葉和歌集二度本』〈異本歌〉)

物申しける人のひさしくおともせざりければつかはしける

前斎院肥前
寄石恋といへる事を

前斎院六条
(『金葉和歌集三奏本』第八、)

60 かやぶきのこやわすらるるつまならむ　ひさしく人のおとづれも

65 中中に霜のうはぎをかきねても　をしの毛衣さえまさるらん

前斎院六条
(『金葉和歌集二度本』〈異本歌〉)

せぬ
(『金葉和歌集三奏本』第八、)

るかな

中納言国信しのびてもの申してのち、つかはしける

郭公をよめる

前斎院新肥前
(院)
前斎宮六条

61 あづまやのあさ木のはしらわれながら　いつふしなれて恋しかる

67 やどちかくしばしかたらへほととぎす　まつよのがずのつもるし

るしに

（『金葉和歌集二度本』、卷第二、夏部）

二 和 歌 解 説

虫をよめる

前斎院六条

露しげきのべにならひてきりぎりす わがたまくらのしたになく
なり

68 水上月をよめる
69 くものなみからぬきよの月かげを きよたきがはにうつしてぞ
見る

前斎^(院)宮六条
(同 右、卷第三、)

すみかをしらせざることといへる心をよめる 前斎院六条
ゆくへなくかきこもるにぞひきまゆの いとふこころの程はしら
るる

(同 右、卷第八、)
恋部下、

源仲正がむすめ皇后宮にはじめてまるりたりけるに、ことひく
ときかせ給ひてひかせさせ給ひければ、つましながらひきな
らしけるをききて、口ずさびのやうにていひかけける 摂津
71 ことのねや松ふくかぜにかよふらん ちよのためしにひきつべき
かな

返し

美濃

72 うれしくもあきのみやまの秋風に うひことのねのかよひけるか
な

(『金葉和歌集二度本』

雜部上、卷第九、)

夏部

以上、斎院令子内親王関係の和歌七十二首を掲げた。これらのうち、令子内親王自身の歌が一首も見い出せなかつたのは残念である。

しかし令子斎院の周辺⁽²⁾には、和歌に秀でた女房として摂津、大式、肥後、六条などがおり、また令子内親王の縁者でもある師実や国信、忠教などの男官の歌も採取出来た。

さて、令子内親王は、白河天皇の第三皇女として承暦二年（一〇七八）五月十八日に生まれた（略記扶桑）。御母は関白藤原師実の養女、中宮賢子（実父は源頤房）である。同母の兄弟姉妹には、敦文親王（四歳で夭折）、堀河天皇（善仁親王、二十九歳で崩御）、姫子内親王（郁芳門院、斎宮准三后、堀河准母、二十一歳で崩御）、禎子内親王（斎院准后）らがある。また、堀河天皇朝の斎宮善子内親王（御母は藤原季実女）、同斎院官子内親王（御母は源頼綱女、盛子）らはみな異母姉妹である。令子は、承暦三年（一〇七九）四月、二歳で内親王となる。御母賢子は、白河天皇の寵愛深かつたが、応徳元年（一〇八四）九月、病によつて崩御される（御年二十八歳）。この年十一月、令子内親王（七歳）は三宮に准ぜられる。

なお、母なきあと令子は養祖父母師実・麗子に養育せられたものと思われる。というのは、『中右記』承暦二年（一一一四）四月五日条に「此皇后宮年来被^レ養^ニ育彼ノ北政所^ニ給也」（皇后宮とは令子内親王のこと）とあり、また『栄花物語』（卷第三十九、布引の滝）にも「殿の上とりわきかしづき奉らせ給」とあり、ご誕生のときより令子を殿の上ニ師実室麗

子が養育されていたことがわかるからである。また同じく『栄花物語』^{卷第四}、に「一院の姫宮、殿におはします、斎院に居させ給ぬ。いと華やかにめでたき御有様なり。」とあって、斎院ト定までの間、主として令子内親王が「殿」^{令子}＝師実邸を居所としていたらしいことがわかる。しかしさうに当時の記録によつてそのあしどりをたどつてみよう。

たとえば、『中右記』寛治元年（一〇八七）十月二十七日条には、「院斎宮姫宮遷」^{御鳥羽殿}（傍点引用者以下同じ）同二十九日条に「鳥羽殿有」^遣「遙和歌興」、同三十日条には「院斎宮姫宮還御」とある。この斎宮とは、同母姉前斎宮^{令子}内親王のことであり、もちろん院とは御父白河院、そしてこの姫宮が当年十歳の令子内親王である。これにより、七歳で母賢子を失つた令子内親王は、時には、御父君や姉君^{令子}内親王とも居をともにさせていたことになる。

なお、令子八、九歳の頃の応徳二、三年頃（一〇八五、一〇八六）、顯房息の顯雅は令子内親王家別當であった（^{公卿補任}康和四年項）。また、寛治一所（一〇八八）正月十九日、白河院の大炊殿への行幸がありこの勘賞が行なわれているが、ここで從四位上の源高実に「姫宮職事」と注記されている。すなわち、この時高実は、令子内親王家の職事であつたことがわかる。又、この高実は、寛治三年（一〇八九）六月、斎院にト定された令子内親王が一年後の同四年四月に行なつた初度御禊の際初斎院の大膳職に入られる前の御所として使われた邸第の持ち主でもあつた。すなわち、『中右記』寛治四年四月九日条に「御所近衛萬利小路、前越前守高実朝臣宅也」とあり、このような受領が殿下（師実）の仰により邸宅を提供していることがわかる。

そして令子内親王が、弟君の堀河天皇朝の賀茂斎院にト定されたの

は寛治三年（一〇八九）六月二十八日のことであつた（^{後二条}師通記）。令子内親王はすでに十二歳になつていた。承徳三年（康和元、一〇九九）六月二十日、病によつて退下されるまで、斎院在任期間は十年間であった。この間には、御父白河院が院政をとられ、また祖父摂政関白師実が息師通に閑白職をゆずつてゐる。

さて、令子斎院の職員であるが、その長官には国信、別当には有資、次官には惟信の名が、寛治五年（一〇九一）四月十五日の御禊の記事にみえる（^{後二条}師通記）。この長官となつた国信は、令子斎院の母賢子の実の兄弟である（顯房三男）。国信は、前年（寛治四年）四月九日の斎院初度の御禊にも勅別當としてみえており、（^記中右）、また、この日の行列には、賢子や国信の同胞である典侍師子（忠実室）、斎院女別當、宣旨などの女官、および女房二十人もつき隨つたという（^記中右）。国信は、寛治七年（一〇九三）二月まで斎院長官をつとめており（^{公卿補任}康和二年項）、その在任期間も四年で、初代長官であつたと思われる。この国信にかわつて師実の五男忠教が寛治七年（一〇九三）四月に、斎院長官に任せられた。忠教もまた賢子の義理の姉弟である。そして忠教も四年後の承徳元年（一〇九七）四月に長官を辞している（^{公卿補任}康和二年項）。

これより先、寛治六年（一〇九二）四月二十二日、白河院は紫野に御幸され、神館の辺に御車を留めて、その前で荆合興があつたといふ。師実は神館の斎王御所におられ、あと師通、忠実なども留まつたといふ（^記後二条師通）。おそらく令子斎院をおなぐさめしたものであろう。さて斎院次官の藤原惟信は、寛治七年（一〇九三）四月十五日の賀茂祭に「次官惟信奉仕」とみえているし（^{後二条}師通記）、又康和元年（一〇九九）三月十八日条にも、斎院御使として惟信が師通のところへ来る

記事がみえている^(同)。これらをあわせ考へると、惟信は令子内親王の斎院在任期間中すべてを次官として在職していた可能性が強い。

かくて令子内親王は康和元年（一〇九九）六月ご自身の病によつて

斎院を退下される。そして同三年九月二十五日、辛崎御祓が行なわれる（『殿曆』）。これは、神の奉仕を終えた斎王が普通の生活にもどられるために行なわれるものである。⁽⁴⁾その後、令子内親王は嘉承二年（一一〇七）十月に、白河院のお考えによつて、御母の藤原苡子を出生十日後になくされた甥の鳥羽天皇の准母となり、入内されることになる（『殿曆』同年十月六日条、『中右記』同二十六日条）。

同年十二月一日、鳥羽天皇の即位および令子内親王の立后的儀あり、令子内親王は“尊称皇后”に遇せられる（記^{〔中右記〕}同十九日条二）。そして即位の当日、天皇と同輿にて入御され、高御座にも登られる（中右記同十二月一日条）。

この間、五歳の天皇は、令子内親王をしたわれ、御所にしばしば渡御されている。⁽⁵⁾

ちなみに、令子内親王は、退斎後は、以前斎院の長官をつとめたおじの国信の「五条坊門東洞院家」におられたといふが、康和四年（一一〇二）十一月十七日宮中に入り、弘徽殿を御所とせられたといふ（記^{〔中右記〕}）。これらは紀伊守有佐が萬事沙汰をしたため、「斎院御後見之故歟」と宗忠は記している。この後の令子内親王の方違いには有佐の三条亭がしばしば用いられているところをみると、ここを御所にしておられたともみられる。この有佐は、皇后宮亮であるが、藤原頴綱の息で、甲斐・土佐・紀伊・近江などの守を歴任した受領である。実は、後三条院の御子ともいわれる（分脈^{〔尊卑〕}）。前述したごとく有佐兄弟（姉弟）の兼子は堀河院の御乳母であり、また有佐の女は藤原為房息為隆の室

となつてゐる。その為房の兄弟（姉弟）には、また堀河院・鳥羽院二代の御乳母となつた光子がいるという家系をもつてゐる。（49、50、51は顯綱の歌）

さて、『中右記』長治二年（一一〇五）六月二十六日条には「前斎院御所棟上、二条北堀川東一町、播磨守基隆作之」とあるごとく、この日、令子内親王の御所の棟上がおこなわれた。翌嘉承元年（一一〇六）三月一日には、「前斎院御所二条堀川亭造畢、今夜御移徙也」（同上記）といふことになり、この二条堀川亭は、十カ月あまりで完成されてゐる。そして出来上ると、令子内親王はその日のうちに移られてゐるのである。嘉承元年三月二日条にも「此殿播磨守基隆依仰所造進也」とあり、この邸第が受領の寄進により造築されていることがわかる。さらに「御装束、御調度等、女房装束、従内或募別功物、或仰殿上受領等、所被儲也。前斎院令子内親王殊所令沙汰申御也」（同二日条）と、家の造営のみか、御装束、御調度、女房装束まで、内より仰せあつて儲けられてい。それは令子内親王が今上（堀河天皇）の同腹の姉であるからであり、内親王を重く扱っていた事がわかる。この邸第は、『中右記』嘉承二年（一一〇七）十月二十六日条にも「堀川二條亭」と注記されている。そして、鳥羽天皇即位後も、皇后令子内親王は、禁中より「二条堀河院」に行啓されており（『殿曆』天仁元年三月十日条、^{〔九日〕}同四月二十日条）、ここが里第として使用されていたことがわかる。「二条皇后宮」および「二条太皇太后宮」の呼称はこれによるものであろう。

なお、令子内親王は大治五年（一一三〇）七月に「断^レ髪為^レ尼」（要記）^{〔一代〕}つたといわれる。このとき、女房御匣殿も令子内親王に随つて出家してゐるが（『長秋記』大治四年、^{〔年七月二十六日条〕}おそらくこの御匣殿というのは、斎院時代以来の女房であつたと思われる。

たゞし、『殿暦』永久四年（一一六）八月十三日および十九日条に、師実の女で皇后宮御匣殿という女性がなくなり、忠実が密々服假しているという記事がみえている。この皇后宮とは、もちろん令子内親王であるが、忠実の室、師子は師実の女であり、おそらく、この皇后宮御匣殿と姉妹になるため、その関係から忠実も服假したものとみられる。ちなみに、同記、同年九月廿三日条には、「源師子女房相具參泉殿、（略）除服之後、依吉日戌剋許先參院」とみえる。あるいは、この永久四年になくなつたあと、古参の女房が「御匣殿」の官名を継承したのかも知れない。後考にまつ。

そして『台記』康治三年（天養元年、一一四四）四月二十一日条に「太皇太后崩、權大夫忠基卿、承二法皇詔一行二喪事三」と崩御を伝えていた。御年六十七歳であった（要記）。『台記』同二十六日条には「法皇自二明日一可下令二觸穢一給上、忽依レ有二養母之義一、可レ有二五月御服一衣色、同レ、喪、禮、偏法皇所下令ニ沙汰一給上也。」と記され、鳥羽法皇が五歳より養母であつた令子内親王の葬送に関して、実の父母を失つたと同じ礼をつくされ、沙汰せしめられたことがわかる。そして同四月二十九日に太皇太后は石陰に葬られたという。この石陰（いわかげ）とは、古く葬送の地であり、左大文字山の東麓付近、現在の北区衣笠鏡石町あたりをさすという（『京都市の地名』四九四頁）。令子内親王以前には、一条天皇の御遺骸がこゝで荼毘に付された。『栄花物語』（卷第九）の巻名は、これにちなんだ。また三条天皇も、この岩陰で火葬された。『栄花物語』（卷第十三）には「岩陰寛仁元年五月）十二の夜ぞ御葬送せさせ給ふ。一條の院のおはしましゝいはかげにぞおはしましける。」とあり、読み人しらずの歌として「日の本を照しし君が岩蔭の夜半の煙となるぞ悲しき」がみえ、三条天皇をしのんでいる。

これによってこの石陰は、東の鳥辺野と同じく平安時代の火葬の地であつたことがわかる。そして、この葬礼に会葬する者数百と『台記』（同二十六日條）と記している。

さて、以下では一に掲げた和歌について順次解説をしていきたいと思う。

1～3の歌は、斎院女房の摂津と関白藤原師実のやりとりである。摂津については、不明な点も多いが藤原定宗（小野宮流、摂津守資宗の男）の女とするのが有力である。その生没年も詳かでないが、勅撰集に十四首入集。家集『摂津集』（書陵部藏）に五十四首の歌がのこされている。とくに『摂津集』には、生涯前半の歌が収められており、本稿での摂津の歌もこれによるものが主である。

この1～3の歌の詠歌時代について、後藤祥子氏は、承暦元（一一七七）十月九日の白河天皇の高陽院行幸の際と推定しているが（私家集解）、佐藤祐子氏は、『後二条師通記』の記事から師実が東三条殿より高陽院に渡つた最初の時、すなわち寛治六年（一〇九二）七月十日の詠とされる。佐藤氏によれば、同年四月からはじめられていた造作が完了したこの七月に詠じたものであろうというのである（注3論文66頁）。私も詞書に「渡らせ給へる」とあるのは殿下（師実）と考えて、佐藤氏のように考えてよいと思う。

5・6および16・17は、ともに仏教行事に関する歌であるが、前者は御八講をおこなう人のところへ捧物をつかわした時そえた歌およびその返歌である。また16・17は京極殿の五十講の捧物に花をおくつてきた人と摂津との贈答歌である。これについて佐藤氏は、承徳元年（一〇九七）十一月二十五日の師実の室麗子の五十講結願ではないかとされる（前掲論文69頁）。

4も、京極前関白太政大臣すなわち師実の歌である。「潤三月待りけ

るとし」というと嘉保元（一〇九四）年であろうか。とすれば、もちろんこの長官は寛治七年（一〇九三）に国信にかわった忠教になる。

7は、師実より月の歌を召されて摂津が詠じたもの。

8～12は、嘉保元（一〇九四）八月十九日、師実の自邸高陽院において催された歌合で詠じた摂津の歌である。

13・14・15は、『中右記』永長元年（一〇九六）五月九日条に「晚頭新少将家政送消息云、斎院女房歌合殿上人被相分也。右方念人者、承了由返報了。抑昨日新中将忠教被命云、歌合之間可在左方者。而今已

相違、両方一身如何。」とあり、同十三日にも「入夜行向新少将家政三條宅、雲客五六輩來会、議定斎院哥合右方雜事、是□少將依為右方頭也。」とある。又同十五日条には、「早旦着束帶參斎院。是今日吉日也。仍為方勝詣賀茂社欲立願也。新少将家政（略）、土左守有佐、有佐者、雖非殿上人、依

為本院沙汰人、被分我方也……次參上御社、……還祝之後右方必可勝之由祈申、……右

方已最前參本社了。左方女房見之有妬色云々」とあり、この歌合までに右方であ『中右記』作者藤原宗忠や有佐なども勝つことを祈念しているが、結果的にはこの歌合は行なわれなかつたようである。佐藤氏が「左方の中将」を忠教と指摘されているのは妥当であろう（前掲論文68頁）。また、「大殿の中将」というのも、師実のところの中将、すなわち忠教のことである。

13の周防内侍とは、平棟仲の女で仲子という。後冷泉天皇に初出仕したが、その後、後三条天皇、白河天皇、堀河天皇にも仕え、ながい宮廷生活をおくつた。

14の詞書によると雨で堀川、室町川の水かさが増していたが、それでもお参りしたという。斎院内での歌合にかける期待が大きかつたも

のといえよう。

18は、『摂津集』所収歌であるが、『詞花和歌集』にも入っており、その詞書は「太皇太后宮賀茂のいつきと聞え給ひける時」とある。これは、『後二条師通記』康和元年（一〇九九）三月十七日条に「參斎院、百花神妙々也、……」とあるのがそれであろう。19を詠んでいる中宮大夫とは源師忠のことである。18の詞書に「すゞりのふたにゆきいれて」などと斎院内の花見には、けまりと共にこのような余興もともなわれたことがわかる。

20・21・22は、詞書にみえる題の「松葉映水」から、『後二条師通記』康和元年四月一日条に「拂曉雨降、未刻雨脚止、於斎院可有和歌、題者余所擇申也、映水」とあるのがそれで、斎院御所においてこの日（一日）和歌会が催されたことがわかる。また、この二日後の三日にも斎院で小弓、鞠、管絃のことがあった（同記）。

23・24は、斎院女房であった大式の家集『大式集』に収められているもので、斎院での庚申の夜に前者は夏の夜の恋を、後者は春の夜の月の歌を詠んだものである。大式は、藤原通宗の女と推定され、長承三年（一一三四）頃七十歳位でなくなつたとされる。母は大式三位賢子の女という。はじめ堀河天皇に仕え、のち斎院令子内親王のト定後しばらくして出仕し、斎院退下も皇后宮・太皇太后宮女房として生涯を送つた。この家集の『大式集』は、永久頃の自撰と推定されている。

25～35までは、斎院御所の花見に殿上人など多くの人々がおとづれ、歌のやりとりがなされたものである。28・29は源中納言＝斎院長官国信と大式の歌である。32の詞書中の「人」については、森本元子氏も「誰かわからないが、大式の懇意な人であろう」（『私家集の女流たち』三「斎院にまわりて」二〇一頁）とされている。この詠は、その人のもとへ斎院の大式が贈つた君が代

をたゞえる賀歌である。34の「とのの肥後」とは、肥前守（あるいは肥後守）藤原定成の女で、常陸守・肥後守藤原実宗の妻である。常陸ともいう。師実に三十年間仕えて「とのの」といわれるが、晩年は令子斎院にも仕えた。家集に『肥後集』がある。また「二条太皇太后宮肥後」の呼称もあるところから、令子内親王の斎院退下後も出仕したことかがわかる。36も『大式集』に収められているもの。

37～41の一連の歌については、森本元子氏が前掲書一九八〇一九九頁において述べておられるので、その詳細はそれに譲るが、37において大式は、斎院御所への出仕で気つまりで後悔ばかりしているが、その身の上を心にかけてくれている男性へ詠んでいる。男は、39において、死んだつもりでおちついて勤めなさいと云つてきている。この五首一連歌について森本氏は「斎院という特殊な環境に女房として身をおく、さだすぎた女性の心情を吐露してありますところがない。」（前掲書、一九九頁）と述べておられる。

45・46は、令子内親王が斎院在任中、斎院御所に多くの人々があつまり、琴などをひいて御遊があった。そのときの大式と左大臣源俊房（左大将を兼ねてた頃、すなわち寛治七～八年頃）の贈答歌であろう。

47・48は、斎院の花見、49は、賀茂の祭の日、50・51は、さかき葉をうたつたもの。

49・50・51の収められている『顕綱朝臣集』の藤原顕綱とは、令子内親王のいわゆる「本院沙汰人」といわれた有佐の父である。そして、その有佐は、令子斎院退下の後、皇后となられると皇后宮亮になつた。顕綱・有佐父子とも歌人である。顕綱は、兼経と弁乳母の子で讃岐入道と称された。女の盛子は、白河天皇の後宮に入り官子内親王を生んだ。またもう一人の女、兼子は堀河天皇の御乳母である。

52～55で、斎院の大式とやりとりをしている郁芳門院安芸とは、安芸守藤原忠俊の女で待賢門院安芸と同一人物。若くして郁芳門院媞子内親王（（同母姉））に仕え、のち鳥羽天皇后待賢門院璋子に出仕。

58・59は、斎院摂津の家集に入っているものであるが、五月五日葵玉をみやしろへたてまつられ、はなむすびにつけてうたわれたもの、斎院生活のつれづれがうかがえる。

60～64の歌の作者肥前、新肥前、尾張は、ともに斎院女房であった。たゞしこの60の肥前はあるいは肥後と同一の可能性もある。そして61の新肥前とは、古参の肥前に對して若い女房をさしたものであろう。また62・63・64の前斎院尾張は、堀河院歌壇などに活躍した皇后宮少進（のち大進となる）源兼昌の女と考えてよい。

65～70の前斎院六条とは神祇伯源顕仲の女で、はじめ令子内親王に仕えて「斎院六条」と稱し、のち待賢門院璋子に仕えて「待賢門院堀河」といった。

71・72は、令子内親王に、なが年仕えている摂津が源仲政（正）の女美濃を皇后宮（令子内親王）に紹介したときのやりとりである。美濃は姉弟に摂関家三河や頼政がおり、上西門院讃岐とも呼ばれた。71の詞書から、女房の宮仕えのつてがわかり興味深い。

以上、斎院令子内親王関係の和歌七十二首について簡単な解説を行なつた。この他にも皇后宮、太皇太后宮令子内親王関連の和歌（7）はあるが、本稿ではとくに斎院関係の和歌にとどめた。

おわりに

令子内親王は幼くして母を失い、養祖父母藤原師実・麗子に養育され、師通・忠実（師実の養子となる）父子、国信、忠教らの後見を得

注

て、弟君堀河天皇朝の賀茂斎院となつた。退下後は御父白河院のお考えもあつて甥の鳥羽天皇の准母となり、即位に際しては皇后に冊立され、いわゆる“尊称皇后”となつた。さらに太皇太后（皇后より太皇太后への始例）として、堀河天皇中宮篤子内親王⁽⁸⁾（師実養女として入内）と共に平安後期の和歌文学サロン隆盛の一翼をになつたのである。

(8) 歌集』卷第十七、雜歌下にみえる「上西門院兵衛」に返歌をしている「二条太皇太皇宮堀川」とは、その姉妹である待賢門院堀河のことであろう。
拙稿「篤子内親王の事績」（聖徳学園女子短期大学紀要）十四集所載
(昭和六十三年十月三十一日受理)

- (1) 拙稿「伊勢斎院関係和歌集成—平安前期・平安中期・平安後期・鎌倉時代—」（聖徳学園女子短期大学紀要）第八、九、十、十一集所載）および拙稿「賀茂斎院関係和歌集成—平安前期・平安後期—」（『藝林』31—4・『神道史研究』34—4所載）
- (2) 令子内親王の生涯と和歌については、塚谷多貴子氏「皇后宮令子歌壇論」（北海道大学『国語国文研究』52）がある。この中で塚谷氏は、令子歌壇を金葉集期の女流歌壇の一つの典型としてとりあげられた。参考せられたい。
- (3) 摂津については、萩谷朴氏「平安朝歌合大成」五
1465頁に解説があり、また、後藤祥子氏「私家集大成」解題および佐藤祐子氏「斎院摂津」（早稲田大学大学院『中古文学論叢』3）がある。参考せられたい。なお、私も、名古屋平安文学研究会昭和六十三年十一月例会において「令子斎院女房摂津の和歌について」を口頭発表する予定である。また、肥後については、森本元子氏「肥後集」の作者とその生涯」（『私家集の研究』）、久保木哲夫氏「肥後集」考（森本氏編『和歌文学新論』）などがある。
- (4) 「左經記」長元八年四月二十五日条に「去ニ斎院一給後、須任ニ先例一、於ニ辛崎ニ可レ有ニ御祓一也。」とみえ、選子内親王、篤子内親王、統子内親王などにその例がみられる。
- (5) 「殿暦」嘉承二年閏十月八日・十五日・二十日条、『中右記』嘉承二年十月二十八日条など枚挙に遑がない。
- (6) 『小右記』寛弘八年七月九日条に「御葬送所、巖陰長坂野」とみゆ。
- (7) たとえば『金葉和歌集』卷第八、恋部上や『千載和歌集』卷第十七、雜歌中には、「皇后宮女別當」の歌が、また『千載和歌集』卷第十七、雜歌中には、「二条太皇太后宮式部」の歌がみえる（『金葉和歌集』夏部では、「皇后宮式部」とみえる）。なお『風雅和